

6. むすび

本年度より地方公営企業会計制度の導入となり、事業収益は1,397,419千円、事業費用は1,196,466千円、当年度純利益は200,953千円であった。下水道使用料について、本年度は、制度移行により、前年度の出納整理期間中に収入された下水道使用料が本年度の収入となるため、前年度比較では増加しているが、人口減少や節水器具の普及により下水道使用料収入は年々減少傾向にあり、また、事業費用についても、管路等の老朽化に伴う更新投資の増大等により増加傾向にある。

このように、今後も厳しい事業経営が続くことが想定されるなか、事業費の削減、資産の効率的な運用により、さらに効率的、効果的な事務事業の運営を図り、事業経営の安定化に努めていきたい。

〈今後の事業運営にあたり、以下の意見を申し添えます。〉

1. 決算書を作成する目的は財政状態や収支を明確にすることである。下水道使用料は、水道料金と同時に徴収することから、料金管理や督促等における課題はあるが、不納欠損処理に関しては、流動資産の未収金に徴収不能な債権を計上することは妥当でないと考える。適切な会計処理で適正な判断ができるような決算書を作成できるよう検討願います。
2. 本年度から地方公営企業会計制度の導入により、企業債をはじめ、一般会計からの借入については負債勘定へと計上することとなった。負担金等の収入についても長期前受金として負債勘定へと計上し、減価償却に見合ったものを収益として計上することとなった。
また、退職給付引当金は、企業会計職員に係るものの計上が義務付けられているが、現在、下水道事業は地方公営企業法の一部が適用されているため、下水道職員は市職員の区分であり、退職給付引当金の計上は不要となっている。しかしながら、今後、地方公営企業法の全部が適用された際には、退職給付引当金の適切な計上をお願いしたい。
3. さらに、注記の記載に関し、引当金の計上基準をはじめ、財務書類作成のための基本となる重要な事項等、決算書の数値が適切に判断できるよう、より充実した内容の記載をお願いしたい。
4. 新たな設備の建設計画とともに、老朽化した設備の更新、耐震化も重要な事業となるため、それぞれの事業を計画的に推進し、さらなる事業の合理化と効率化に努めていきたい。

以上の事項について、改善検討されることを望むものである。